

**可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和元年10月施行版)**

- | | |
|--|----------|
| 1 A2 訪問介護相当サービス サービスコード表 | 1 |
| <small>(可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合。)</small> | |
| | |
| 2 A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 2 |
| <small>(可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> | |
| | |
| 3 A6 通所介護相当サービス サービスコード表 | 3 |
| <small>(可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合。)</small> | |
| | |
| 4 A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 4 |
| <small>(可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> | |

可児市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧（訪問型独自サービス）

A2 訪問介護相当サービス用

（可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

7

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,172単位	1172	1月につき	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1055
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			39単位	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,342単位	2342	1月につき	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2108
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			77単位	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,715単位	3715	1月につき	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3344
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			122単位	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		

可児市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧（訪問型独自サービス）

A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

（可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 938単位	938	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	844	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 31単位	31	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	28	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 1,874単位	1,874	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,687	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 62単位	62	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	55	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 2,972単位	2,972	1月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,675	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 98単位	98	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	88	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	
A2	6278	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算	1日につき
A2	6279	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、訪問型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

可児市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧 (通所型独自サービス)

A6 通所介護相当サービス用

(可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合に適用する。)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	1,655	1月につき
A6 1112	通所型独自サービス1日割			54単位	54	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,393単位	3,393	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス2日割			112単位	112	1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6 5010	通所型独自生活上向グループ活動加算	ロ 生活上向グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算	480	
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上480単位加算	480	
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上 480単位加算	480	
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位加算	700	
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1 72単位	72	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2 144単位	144	
A6 6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1 48単位	48	
A6 6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2 96単位	96	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1 24単位	24	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2 48単位	48	
A6 4002	通所型独自サービス生活上向連携加算1	リ 生活上向連携加算			200	
A6 4003	通所型独自サービス生活上向連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合		100	
A6 6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5	1回につき
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		1月につき
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算			
A6 6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算			
A6 6118	介護職員等特定処遇改善加算	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6 6119	介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1655単位	定員超過の場合×70%	1,159	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3393単位		2,375	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			112単位		78	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A6 9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1655単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1,159	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3393単位		2,375	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス2日割・人欠			112単位		78	1日につき

可見市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧 (通所型独自サービス)

A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

(可見市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		緩和	算定単位	
種類	項目						
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1490単位	1,490 1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス/21日割		50単位	50 1日につき		
A6	1221	通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	3054単位	3,054 1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割		101単位	101 1日につき		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5020	通所型独自生活上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		100	
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算	225単位加算		225	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算	150単位加算		150	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能向上加算	150単位加算		150	
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/21	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/22		(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/23		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所評価加算	120単位加算		120	
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/211	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/212			事業対象者・要支援2	144単位	144
A6	6121	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/221		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48
A6	6122	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ/222			事業対象者・要支援2	96単位	96
A6	6123	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/21		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22			事業対象者・要支援2	48単位	48
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/21	リ 生活機能向上連携加算			200	
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/22		運動器機能向上加算を算定している場合		100	
A6	6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5 1回につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算		
A6	6118	介護職員等特定処遇改善加算	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6	6119	介護職員等特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1490単位	1,043 1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超		50単位	34 1日につき	
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	3054単位	2,138 1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超		101単位	70 1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	9004	通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1490単位	1,043 1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・人欠		50単位	34 1日につき	
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		事業対象者・要支援2	3054単位	2,138 1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠		101単位	70 1日につき	

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、通所型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。